

期日：令和8年1月6日

大会名：令和8年三重県ゴルフ連盟小中学生ゴルフ大会

会場：津カントリークラブ

主催：三重県ゴルフ連盟

主管：三重県高等学校中学校ゴルフ連盟

本大会はJGA発行のゴルフ規則と、このローカルルールを適用する。追加・変更については各競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認のこと。下記に参照するローカルルールの全文については「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること（[www.jga.or.jp](http://www.jga.or.jp)で閲覧可）別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は：一般の罰（2罰打）

## ローカルルール

### 1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

(a) アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

今大会は、No6ホールの池以外の赤杭は、白杭(OB杭)として扱う。

(b) アウトオブバウンズに止まつたり、そのアウトオブバウンズを超えて止まつた球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まつたとしてもアウトオブバウンズである。

### 2. ペナルティーエリア（規則 17）

(a) コース内の片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。

(b) ペナルティーエリアが境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。

(c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界(アウトオブバウンズの境界)と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切つてからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まつたことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型 B-2.2に基づいて反対側の救済を受けることができる。

(d) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン

ペナルティーエリアのためのドロップゾーンが設置される場合、1打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

### 3. 異常なコース状態（動かせない障害物を含む）（規則 16）

(a) 修理地

1) 白線で囲まれ青杭で標示してある区域。 2) 張芝の継ぎ目：ローカルルールひな型 F-7 を適用する。

3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤードエージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則 16.1に基づく救済を受けることができる。ヤードエージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かせない障害物

1) 白線の区域と動かせない障害物がつなげられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。

2) 動かせない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。

3) ウッド、チップ、マルチ(木屑)などを表面に敷いた道路や通路。ウッド、チップ、マルチ(木屑)などの個体はルースインペイントである。

4) 人工の素材で作られたU字排水溝は動かせない障害物として扱う。カート道路に沿つて設置されている排水路はジェネラルエリアの動かせない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。

5) 電磁誘導カート用の2本(あるいは3本)の軌道はその全幅をもつて1つのカート軌道(動かせない障害物)とみなす。

### 4. 不可分な物（規則 8.1a）

次の物は不可分な物であり、罰なしの救済は認められない：

(a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物

(b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング(枕木等の構築物)

### 5. クラブと球

(a) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行つたことに対する罰：失格

(b) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。

- このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (c)適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。このローカルルールの違反の罰：失格
- (d)壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え：ローカルルールひな型 G-9 を適用する。違反の罰:規則 4.1b 参照
- (e)ストロークを行う時、プレーヤーはパターを除き 46 インチの長さを超えるクラブを使ってはならない(ローカルルールひな型 G-10)。
- このローカルルール違反したクラブでストロークを行なったことに対する罰：失格。

## **6. 險悪な気象状況によるプレーの中止（規則 5.7）**

次の信号がプレーの中止と再開に使われる：即時中断-1 回の長いサイレン / 中断-3 回の連続する短いサイレン

　　プレーの再開-2 回の連続する短いサイレン

注意:危険な状況の為にプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

## **7. 練習（規則 5）**

- (a) プレーヤーは、ラウンド 前とラウンド とラウンド の間に競技コースで練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。
- (b) 2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
  - ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

## **8. キャディー**

プレーヤーのキャディーの使用を禁止したり、要求したり、あるいはキャディーとして使用できる人について制限する場合、各競技の競技規定に掲載される。

## **9. 参加資格**

プレーヤーは各競技の「競技規定」で定められる参加資格の条件を満たしていかなければならない。

## **10. スコアカードの提出（規則 3.3b）**

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

## **11. タイの決定**

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、委員会により会場で公表される。

## **12. 競技の結果 — 競技の終了**

本戦競技-競技委員長の成績発表をもって終了する。

## **13. 競技の成立**

競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議するものとする。

## **14. 委員会の裁定**

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

注 意 事 項

## **15. 参加の取り消し**

委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。

## **16. 行動規範**

プレーヤーはエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

## **17. 携帯電話**

緊急時以外コース内の携帯電話の使用は禁止する。